

第1回多様な大都市制度実現プロジェクト 次第

日時：令和4年 5月25日（水）12:45～13:45

1 開会

2 担当市長挨拶

3 議事

4 閉会

第1回多様な大都市制度実現プロジェクト

出席者名簿

仙台市副市長	ふじもと 藤本	あきら 章
さいたま市長	しみず 清水	はやと 勇人
千葉市長	かみや 神谷	しゅんいち 俊一
川崎市長	ふくだ 福田	のりひこ 紀彦
横浜市長	やまなか 山中	たけはる 竹春
相模原市長	もとむら 本村	けんたろう 賢太郎
静岡市長	たなべ 田辺	のぶひろ 信宏
浜松市長	すずき 鈴木	やすとも 康友
名古屋市長	かわむら 河村	たかし たかし
岡山市長	おおもり 大森	まさお 雅夫
広島市長	まつい 松井	かづみ 一實
熊本市長	おおにし 大西	かづふみ 一史

**指定都市市長会 政策提言プロジェクト
「多様な大都市制度実現プロジェクト」の
骨子及び進め方について（案）**

令和 4 年 5 月 25 日

プロジェクトの概要

1 背景

令和3年11月に「多様な大都市制度実現プロジェクト」の最終報告をとりまとめ

○特別自治市の実現に向けた取組は、新たなフェーズへと移行していく必要

○最終報告をまとめた今こそ、機運醸成に向けた取組を指定都市が実施していくことが重要

2 目的

多様な大都市制度実現に向けた国や政党、国会議員、各種団体等への働きかけなどの機運醸成の手法や機運醸成のため必要な課題について議論するとともに、第33次地方制度調査会で議論される新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた地方制度のあり方等の諸課題に対する指定都市市長会としての主張をタイムリーに発信する。

3 構成市長

【担当市長】	福田 紀彦	川崎市長		
【副担当市長】	山中 竹春	横浜市長	河村 たかし	名古屋市長
【参加市長】	郡 和子	仙台市長	清水 勇人	さいたま市長
	神谷 俊一	千葉市長	本村 賢太郎	相模原市長
	田辺 信宏	静岡市長	鈴木 康友	浜松市長
	大森 雅夫	岡山市長	松井 一實	広島市長
	大西 一史	熊本市長		

プロジェクトの概要

4 前提

特別自治市の制度化にあたっては、国（地方制度調査会）において議論を進めること、国全体として機運（市民理解）を高めること、国会議員に対する説明や経済界との連携等が必要

5 進め方

(1) 内容

- ◆プロジェクト会議において、各都市が具体的に行っている機運醸成に関する手法や課題について議論（市民、道府県民、国民へ）
- ◆大都市制度に関する世論を喚起（国、国会議員、経済界等へ）
- ◆第33次地方制度調査会等への提言

(2) 進め方

- ◆担当市長、副担当市長からなる幹事会を隨時開催
- ◆構成市への書面協議等を適宜実施
- ◆機運醸成のため、指定都市市長会シンポジウム（時期については今後調整）にて、大都市制度に関する情報発信を実施

※なお、個別具体的な要望内容等を協議することが想定されるため、別途作業部会を開催

6 調査・研究期間等

- ◆令和4年4月1日～令和5年3月31日（必要に応じて延長も検討）
- ◆その結果は市長会議において報告

今後について

7 スケジュール

日程	予定	補足	
5月25日	第1回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの目的・進め方を確認・構成市の取組状況や課題を共有・今年度の活動の方向性を確認	
同日	プロジェクトの始動を発表		地方制度調査会への対応をはじめ、随時国等への要請活動を実施
6月	第1回作業部会		
7月	第2回プロジェクト会議	(市長会議と同日)	
7月	国等への要請活動		
8月	第2回作業部会		地方制度調査会への対応をはじめ、随時国等への要請活動を実施
11月	第3回プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクト報告・とりまとめ（市長会議と同日）	
11月～12月	国等への要請活動	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの報告をもとに実施	
12月	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none">・シンポジウム開催に向けた調整	地方制度調査会への対応をはじめ、随時国等への要請活動を実施
調整中	指定都市市長会シンポジウム	<ul style="list-style-type: none">・プロジェクトの成果の発信	
(3月)	(第4回プロジェクト会議)	<ul style="list-style-type: none">・活動結果のとりまとめ・必要により書面協議	

こうした取組に加え、「指定都市を応援する国會議員の会」等に対する説明や、経済界との連携強化等を進めながら大都市制度の実現に向けた機運醸成を図る。

資料 2

機運の醸成に向けた各市の取組状況等

令和 4 年 5 月 25 日

地方分権や大都市制度の実現に向けた方針等の策定状況

1 方針等の策定状況

- ◆ 7都市において、地方分権や大都市制度実現に関する方針等を策定
- ◆ ビジョンや方針だけでなく、調査検討報告書としてまとめている都市も複数存在

自治体名	方針等	策定年月日	特徴
川崎市	新たな地方分権改革の推進に関する方針	平成29年3月策定 令和4年2月改訂	指定都市市長会の多様な大都市制度実現プロジェクトの最終報告を踏まえた特別自治市の実現を柱とした内容
横浜市	横浜特別自治市大綱	平成25年3月策定 令和3年3月改訂	特別自治市制度創設が求められる背景・必要性、横浜特別自治市制度の骨子、特別自治市移行に向けた手続等、特別自治市創設までの間の取組の概要を示したもの
相模原市	相模原市 新たな大都市制度検討報告書	平成25年7月策定	道州制の議論も視野に入れつつ、特別自治市の制度実現を目指していくことを基本方向とした内容
静岡市 浜松市	“しずおか型特別自治市”制度骨子	平成25年10月策定	しづおか型特別自治市の制度骨子や基本的考え方、実現プロセス等について、静岡県・静岡市・浜松市の連名でとりまとめたもの
名古屋市	名古屋市がめざす大都市制度の基本的な考え方	平成26年3月策定	中長期的にめざすべき大都市制度のあり方をとりまとめたもので、「圏域における自治体連携の推進」と「「特別自治市」制度の創設」を基本的な方向性とした内容
福岡市	福岡市大都市制度の調査検討報告書 九州3政令指定都市による大都市制度研究会報告書	平成25年4月策定	方向性として道州制を視野に入れた特別自治市を目指しつつ、現行制度において「権限・税源移譲」「住民自治」「都市圏連携」の取組を推進するもの

この他、札幌市、新潟市、静岡市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市については、連携中枢都市圏ビジョンを策定している。

市民への機運醸成に向けた取組状況

2 市民への機運醸成

- ◆ 市ホームページを活用した情報発信
- ◆ パネル展の開催や町内会・自治会への周知、イベントとの連携
- ◆ 出前講座のテーマに選定 など

取組の事例（予定も含む）

- 市ホームページを通じて、現在の大都市制度の課題や新たな大都市制度の必要性について市民への情報発信を実施
- 「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告を市ホームページに掲載
- 指定都市移行30周年のPRとあわせて、特別自治市についての広報を実施予定（市報、チラシ、対談動画等）
- 特別自治市に関するパネル展を実施、町内会・自治会への説明、イベントでの周知、シンポジウム開催等を予定
- 大都市制度講演会の開催及び市内大学における講義を通じた啓発活動を実施予定
- デジタル媒体を活用した広報活動を実施予定（ツイッター、YouTubeによる発信等）
- 出前講座のテーマの一つとして、「新しい大都市制度「特別自治市」」を設定
- 出前トークにおいて「地方分権と広域連携」をテーマに、特別自治市等の大都市制度について説明
- 広域都市圏内の大学との接点を活用した大学生への特別自治市制度の紹介等を予定

※周知用の広報媒体としては、市ホームページ、市政情報誌、パネル、パンフレット、チラシ、YouTube、SNS等が挙げられた。

市議会、県、県議会への機運醸成に向けた取組状況

3 市議会や県、県議会への機運醸成

- ◆ 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告を議員や県へ配布
- ◆ 県内指定都市と連携し、県を含めた四首長懇談会を開催
- ◆ 道府県議会に対する機運醸成の取組事例は現時点ではない など

市議会に対する機運醸成の取組事例（予定も含む）

- 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告を全議員に配布
- 特別自治市制度に関する議員向け説明会や研修会を実施
- 特別自治市制度をめぐる最近の動向を説明
- 大都市に関する特別委員会において、有識者を招き、講演及び意見交換を実施
- 大都市制度講演会の開催について案内

【参考】

- ・市議会において、特別自治市制度の早期実現等を求める意見書及び決議の可決

道府県に対する機運醸成の取組事例（予定も含む）

- 移譲事務等に関して検討協議を実施
- 県内三指定都市と連携し、県を含めた四首長懇談会を開催
- 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告について、県へ説明

※道府県議会に対する機運醸成の取組の具体的な事例はなかったが、市議会の協力のもと市選出県議会議員への機運醸成を図るとの回答が複数あった。

近隣自治体等と連携した機運醸成に向けた取組状況

4 近隣自治体等と連携した機運醸成

- ◆ 県内三指定都市で市長懇談会を開催し、連携した取組を実施
- ◆ 県市長会において特別自治市制度について説明し情報共有
- ◆ 広域都市圏の発展に向けた取組を通じて、県などへの理解促進に向けた環境を醸成 など

近隣自治体等と連携した機運醸成の取組事例（予定も含む）

- 圏内の市町村の首長会議を開催
- 県内指定都市で、市長懇談会の開催などを通じて特別自治市制度実現に関する連携した取組を実施
- 近隣市町村が出席する広域連携に関する研究会において、特別自治市の概要などについて説明
- 県市長会において県内各市長に対して特別自治市制度について説明を行い、情報共有
- 広域都市圏の発展に向けた取組等を通じて、県を含めた多くの関係者に特別自治市への理解が得られるような環境を醸成

国（省庁）、国会議員、経済界等への機運醸成に向けた取組状況

5 国等への機運醸成

- ◆ 国に対する独自要望の中で特別自治市制度の法制化を要望
- ◆ 地元国会議員との意見交換、経済団体との意見交換 など

国（省庁）、国会議員、経済界等への取組事例

- 国に対する市独自要望の中で、「新たな大都市制度（特別自治市）の早期創設により、多様な大都市制度の実現を図ること」を要望（市内選出国会議員や経済団体等へも情報提供）
- 国の予算編成に対する重点要請事項として、特別自治市制度の創設について要請
- 国に対する要望「基礎自治体の自立に向けた地方制度改革の実現について」の中で、道州制を視野に入れた特別自治市制度の法制化を要望
- 国会調整委員長（特命担当市長）として、指定都市を応援する国会議員の会との懇談会の開催について調整
- 地元選出の国会議員との市政懇談会において、特別自治市制度について説明し、意見交換
- 経済界との連携強化担当（特命担当市長）として、経済同友会への説明などを実施
- 経済団体が主催するセミナーなどにおいて、「道州制、特別自治市など日本の統括機能の変革に対する取組」への期待について発言
- 地元商工会議所、日本経済団体連合会等との意見交換会において特別自治市制度について説明を行い、情報共有

機運醸成に向けた課題

6 課題

- ◆ 制度実現による効果を具体例で明確に示すことが必要
- ◆ 国全体として機運を高めていくための新たな仕掛けや工夫が必要
- ◆ 道府県や他市町村が示す課題や懸念への対応が必要 など

主な課題（現在直面しているものその他、考えられるものも含め幅広く記載）

- 大都市制度の説明や意見交換を主眼とすると市民の方から難しく思われてしまう可能性がある。より分かりやすい内容で周知を進めていくことが必要
- 特別自治市制度について、国民に興味を持ってもらうためには、入口となるようなPR方法を検討することが必要
- 特別自治市制度にメリットを感じてもらうためには、制度実現後にもたらされる大きな効果を具体例で明確に示す必要があるが、現時点では国民にインパクトを与えられるような具体例に乏しい
- 制度内容がやや難解であり、制度のメリットや必要性を簡潔に伝えることが難しい。ワンフレーズの活用などは重要
- 具体的な住民のメリットを示すとともに、課題についても共有することによる議論の活性化が必要
- 特別自治市の制度化にあたっては、国全体としての機運を高めていく必要があり、指定都市で一層連携を図り、新たな仕掛けや工夫を行っていくことが必要
- 国（地方制度調査会）における議論に結び付けるために、国（省庁）や国会議員等に対して、積極的な要請活動が必要
- 大都市だけでなく広域自治体のあり方や国と地方の税源配分の問題も含めた、我が国全体の地方自治制度全体についての国民的な議論の高まりが不可欠
- 現行制度の限界に挑戦し、道府県との協調を徹底することにより、今般のコロナ禍における感染拡大防止対策や経済・市民生活の下支えを行うとともに、市民・府民サービスの向上、効果的・効率的な行政運営に資する取組を推進していくことが重要
- 道府県や一般市町村が示す課題や懸念への対応
- 国への働きかけと並行して、道府県との協議が必要
- 国や国民の理解を得るために、指定都市市民はもちろん、道府県及び近隣市町村の理解を得ることが重要
- 周辺市町村には、これまでと同じく道府県が事務をした方がいいと考えているケースも想定されるため、広域行政についてさらに整理することにより、周辺市町村や道府県のメリットを明確にしていく必要

機運醸成に向けた提案等

7 提案等

- ◆ PRやアンケートなど、指定都市が一体となった更なる取組の実施
- ◆ 「特別自治市」をより分かりやすく伝えるためのフレーズなどの工夫
- ◆ 他方面からの理解を得るための取組 など

提案等の主な内容

- 県とのオープンな議論を行っていくことで、特別自治市移行のメリットを訴える機会を創出
- 政府、国会議員や経済界、専門家、近隣自治体など、多様な主体に対して幅広く働きかけを行うことが重要
- 指定都市共同でのパンフレット等の作成、シンポジウムの開催、新聞、インターネット等での発信など、一体となった情報発信
- 指定都市が一体となった、国（省庁）や国会議員等に対した、より一層の要請活動の実施
- 「特別自治市」という言葉が一般の方々に伝わりづらいため、通称名を使用するなど、より伝わりやすい言葉として発信
- 指定都市市長会「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告を踏まえたPR素材（パンフレット・リーフレット等）の作成
- 特別自治市の概要や、市民生活への好影響等をまとめた動画を作成
- 参議院選挙の候補者に対し、特別自治市に係る認知度や賛否等のアンケートを行い、新聞広告や自治体向けサイト等で公開
- 指定都市間による相互協力（パネル展等の開催の際、他指定都市のチラシ等の設置により、他都市でも取組も見える化）
- 動画やシンポジウムの開催等について近隣自治体へ周知、共通の説明資料を作成し、各市から近隣自治体へ直接説明
- 制度の必要性について、道府県や周辺市町村など各方面に理解が得られるよう配慮すべき
- 指定都市間のみの議論でなく、外部と意見交換等を行うことで、機運醸成とともに、大都市制度実現の議論を深めていくことが必要
 - ・周辺市町村からの理解を得ていくための全国市長会や全国町村会との意見交換や連携
 - ・大都市制度に中核市もあるため、多様な大都市制度の実現という観点で中核市市長会との連携
 - ・二重行政解消の必要性を市民に理解してもらうためにも、道府県と指定都市の役割分担についての議論を市民にもわかる形にする
- 全国的な住民を巻き込んだ議論にするためには、道府県対政令市のわかりやすい対立構造も場合によっては必要
- 今後指定都市市長会として機運醸成を図っていくにあたり、あらためて以下の前提について確認・周知を実施
 - ・現行の指定都市制度は、半世紀以上前に暫定的に導入されたものであり、法律上の位置付けがないこと
 - ・指定都市は、その規模や歴史・文化等、異なる特性を持っているが、その規模等にふさわしい大都市制度としては、現行制度上、指定都市しかないこと

機運醸成に向けた今後の活動方針（案）

令和 4 年 5 月 25 日

機運醸成に向けた今後の活動方針（案）

■ 指定都市が一体となった情報発信

- ・シンポジウムの開催
- ・共同でのポスターやパンフレットの作成／同時期の統一広報の実施

■ 特別自治市をより分かりやすく伝えるための工夫

- ・「特別自治市」の新たなフレーズの作成／共同アピール

■ 国への要請活動の実施

- ・内閣府や総務省などに対して、特別自治市制度の法制化など、指定都市市長会として、新たな大都市制度実現に向けた要請活動を実施

■ 国會議員への要請活動の実施

- ・国會議員（政党）への提言活動や「指定都市を応援する国會議員の会」等に対して、特別自治市制度の法制化など、新たな大都市制度実現に向けた要請活動を実施
- ・参議院選挙の候補者に対する特別自治市に関するアンケートの実施、結果公表

指定都市市長会
「多様な大都市制度実現プロジェクト」
地方制度調査会への対応について

令和 4 年 5 月 25 日

第33次地方制度調査会の概要

✓ 質問事項

社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係その他の必要な地方制度のあり方について、調査審議を求める。

✓ 委員（任期2年）

地方自治に詳しい有識者（18名）、国会議員（6名）、地方六団体代表（6名）

✓ 進め方

月1～2回のペースで会合を重ね、2023（令和5）年秋の答申を目指す。

【参考】開催実績

日程	会議名	概要
1月14日	第1回総会	発足。会長、副会長の互選、内閣総理大臣諮問文手交
2月 7日	第1回専門小委員会	諮問事項に係る基礎資料の共有、意見交換
3月10日	第2回専門小委員会	国（内閣官房、厚生労働省、デジタル庁）ヒアリング
4月13日	第3回専門小委員会	地方六団体ヒアリング
4月28日	第4回専門小委員会	審議項目（案）についての意見交換、決定

第33次地方制度調査会の概要

✓ 主な論点

1. 地方制度のあり方を調査審議するに当たり踏まえるべき、「社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等」として、何を捉えるべきか。
 - ①デジタル・トランスフォーメーションの進展が、地域社会や地方行政に与える影響とその課題について、どのようなものが考えられるか。
 - ②新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題とその要因について、どのようなものが考えられるか。
 - ③①・②について、個別分野の法令・制度に係る課題としてよりも、地方制度のあり方に関する課題として捉えるべきものとして、どのようなものが考えられるか。
2. 1を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、「国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係」として、どのようなことが考えられるか。
3. 2のほか、「その他の必要な地方制度のあり方」として、どのようなことが考えられるか。

これまでの対応

✓ 経済同友会（地方制度調査会会长）へのご説明

- 3月16日 市川経済同友会副代表幹事（住友林業取締役会長、地方制度調査会会长）及び山下副代表幹事（リコー取締役社長執行役員CEO）
⇒鈴木浜松市長（指定都市市長会会长）及び福田川崎市長（経済界との連携強化担当市長）から指定都市の課題等についてご説明を実施

✓ 全国市長会

- 3月25日 指定都市市長会会长名で全国市長会会长へ申し入れを実施

【参考】全国市長会及び全国市議会議長会への申し入れ内容

感染症対策に係る広域自治体と指定都市の役割分担等に関する指定都市市長会要請 ＜令和3年11月19日抜粋＞

- 1 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、医師等への医療従事の要請・指示などの道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲できるようにすること。また、法改正の検討を進める際には、感染症対策の現場を知る指定都市に対し、意見聴取を行うこと。
- 2 指定都市など大都市部において、多数の新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生している状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの感染症対策に係る緊急的な交付金は、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。
- 3 特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的なワクチン供給を行うとともに、ワクチン配分について希望する指定都市が国と直接調整を行えるようにすること。
- 4 感染症対策の中核的な機関である保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについて、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴い、職員に負担が生じていることを踏まえ、今後の感染症対策に備えて中長期的な視点も含め体制・機能を強化、充実するよう、更なる支援を行うこと。

地方制度調査会地方六団体ヒアリング（4月13日）

✓ 立谷相馬市長（全国市長会会長）の発言要旨

- 指定都市から意見が出されている新型インフル特措法上の権限移譲も含めて、検討が必要ではないか。

✓ 清水横浜市会議長（全国市議会議長会会長）の発言要旨

- 感染症情報の収集・分析、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の取扱い、ワクチン接種の進め方などを巡って、国と自治体、自治体相互間において、連携の齟齬や意見の対立による混乱が生じた。この機に、今までの感染症対策のプロセス全体を検証した上で、その役割と責任について、ゼロベースで見直すべきではないか。
- 保健所を有し、感染症対策を主体的に実施することが可能である指定都市をはじめ、各都市の意見をしっかりと聞き、その役割と責任を明確化し、必要な権限と財源を移譲すべきではないか。併せて、地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現に向けて、特別自治市制度の法制化等についても検討いただきたい。
- 指定都市からは、新型コロナ対応に当たって、都市部の感染をスピード感を持って抑えていく上で、道府県を経由すると時間がかかることもあり、手挙げ方式で知事と同じ権限で対応できるようにすべきとの声があった。

地方制度調査会等へのアプローチ（案）

✓ 地方制度調査会への意見表明

- 地方六団体を通じたヒアリング等への対応
- 地方制度調査会委員（会長副会長、委員長、国会議員等）への個別説明の実施
<想定される委員>
 - 市川昇 住友林業株式会社代表取締役会長（地方制度調査会会長）、大山礼子 駒沢大学教授（地方制度調査会副会長）、山本隆司 東京大学教授（地方制度調査会専門小委員会委員長）
 - 谷公一 衆議院議員（自由民主党、兵庫県選出）、葉梨康弘 衆議院議員（自由民主党、茨城県選出）、重徳和彦 衆議院議員（立憲民主党、愛知県選出）、馬場伸幸 衆議院議員（日本維新の会、大阪府選出）、長峯誠 参議院議員（自由民主党、宮崎県選出）、江崎孝 参議院議員（立憲民主党、比例代表）

✓ 国（省庁）・国会議員への意見表明

- 国（省庁）に対して、内閣官房・厚生労働省・デジタル庁等への提言活動の実施
⇒白本、経済財政運営と改革の基本方針に対する提言、
特命担当市長（熊本市長、堺市長）との連携 等も効果的に活用
- 国（省庁）に対して、指定都市市長会会長によるタイムリーなアピール（会長談話）の発信
- 国会議員に対して、指定都市を応援する国会議員の会等の場を活用し説明

進め方（案）



第1回（5月25日）

これまでの地制調に関する動き及び指定都市市長会で集約したコロナの支障事例を共有し、今後の進め方やアプローチ方法等を確認。

5月

7月



第3回（11月9日）

行政デジタル化等に向けた指定都市市長会としての課題整理を行い、地制調の議論に対するプレゼン資料を取りまとめ。

11月



第2回（7月19日）

地方制度調査会の議論に応じ、指定都市市長会で集約したコロナの支障事例等を基に感染症対策に係る役割分担のあり方に関するプレゼン資料を取りまとめ。

随时、国等への要請・アピールを実施

※地制調の状況に応じて、幹事市やプロジェクト構成市等と連携しながら柔軟に対応

【参考】新型コロナウイルス感染症対策に係る支障事例（まとめ）

指定都市
市長会の
要請内容

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく道府県知事の権限を、希望する指定都市の市長に財源と併せて移譲すること。

＜緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に関すること＞

- 緊急事態宣言及びまん延防止措置の発令・延長・廃止や、これに伴う基本的対処方針の見直し等について、道府県を経由して情報提供されるが、市への到達まで時間がかかり、必要な対応を十分に検討する時間がない。
- 営業時間短縮等の要請権限及び財源は道府県が有しているが、一部の道府県においては、要請に応じた場合の協力支援金支給事務を道府県内的一部市町村が担っていることから、事業者に混乱が生じている。
- 休業要請等は知事の権限のため、クラスター発生など感染拡大が見られる業種・施設の管理者等に対して、市有施設等は市の判断にて閉館等の対応が可能だが、民間の類似業種・施設に対応を求めることができなかった。
- 飲食店等への休業要請、時短要請を含むまん延防止等重点措置の適用を国に要請することについて、複数回、市長から知事に求めたが、飲食店でのクラスター事例が殆どない等との理由から、要請はなされなかった。

＜宿泊療養施設の設置及び臨時の医療施設の開設に関すること＞

- 宿泊療養施設の確保が必要だったが、権限は道府県にあるため、スピーディーな対応に課題が生じた。
- 道府県の設置する宿泊療養施設を臨時の医療施設とすることについて道府県の理解が得られなかつたため、施設で往診の対応をする医師が臨時の医療施設であれば可能であった入所者の症状に合った必要な診療をすることができない状況である。また、結果として救急車の移送先にできなかつた。

関係する
支障事例

【参考】新型コロナウイルス感染症対策に係る支障事例（まとめ）

指定都市
市長会の
要請内容

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金などの感染症対策に係る緊急的な交付金は、指定都市が地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に活用できるよう、指定都市を直接交付の対象にすること。

関係する
支障事例

- 交付金は道府県から医療機関に配分されるため、医療機関と普段から関係がある指定都市としては支援がしづらかった。
- 病院において空床確保補助の申請を行ったが、普段の付き合いの薄い道府県と病院の関係において、内容確認および修正に時間を要し、すべての病院の入金が完了したのは交付申請から約半年後であった。
- 市内医療機関に対する感染防止資器材（マスク・ガウンなど）の配布を速やかに行つたが、交付金の対象とならなかつたため、市単独で予算計上せざるを得なかつた。
- 迅速に宿泊療養施設を確保する必要性から、市が提案した宿泊療養施設の開設に関し、道府県から交付金の財源措置の確証が得られないまま、予算計上せざるを得なかつた（事後、緊急包括支援交付金の対象として認証されることとなつた）。
- 新型コロナの感染者や事業所が集中する指定都市では、事業者支援にも全力で取り組んできたが、地方創生臨時交付金（事業者支援分）が創設された当初、道府県にのみ直接交付されたことで、指定都市における更なる対応策の検討に水を差されることになつた。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策に係る支障事例（まとめ）

指定都市市長会の要請内容

特に人口や人流が集中する指定都市に対しては、全国的な感染拡大防止に向けた戦略的なワクチン供給を行うとともに、ワクチン配分について希望する指定都市が国と直接調整を行えるようにすること。

関係する支障事例

- ワクチン供給量やスケジュール、接種に係るルール等の情報は、国から道府県を通じて提供されるが、しばしば県からの情報提供が遅れることがあり、また、道府県の決めるワクチン配分を人口規模に応じたものとするよう調整を要した。
- 追加接種を推進しようとした際に、国から道府県へ配分されたワクチンの市への再配分予定が1カ月以上留保され、接種の停滞につながった。特に指定都市に対して、ワクチン配分の偏向が顕著で、ワクチン種類の制限や医師会との再調整を余儀なくされた。
- 市の在庫量は道府県を通じて報告する仕組みのため、国がスピーディーに把握できない。結果、初回接種において市内全体で予約を数万件以上キャンセルし、接種スピードが落ちた。
- ワクチン接種は市町村が主に担っているが、ワクチンの配分について、人口や人流が集中する大都市が国と直接調整を行うことができず、迅速かつ効率的な接種を進めることができない。
- 医療機関が充実する本市では、市民以外への接種（住所地外接種）数と市域外で市民が接種した数の差が全国でもトップクラスに多い。こうした状況にも関わらず、対象人口に比べても過少な数の配分しか行われず、必要なワクチンの確保が困難な局面があった。
- 配分決定の際、常に市町村への意見聴取等がなく配分が決定される。更に、その後の配分状況も共有されない。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策に係る支障事例（まとめ）

その他

手続きに関すること及び二重行政に関すること

- 道府県は、市が既に実施していた飲食店の第三者認証制度を遅れて導入したが、その際に実施した事業者への補助制度について、同様の制度を実施済であった市とは異なる補助率での実施を市との事前調整がないまま発表したため、市の制度を活用し、いち早く感染症対策を実施した市内事業者が補助対象外となるなど不利益を被りかねない状況になった。
- 感染拡大に伴い、道府県がタクシー事業者に支援金を給付することにしたが、指定都市の区域に所在する事業者は対象外としたため、道府県内の事業者間で大きな不公平が生じることになった。（その後、道府県に対して申入れを行い、指定都市も対象に含まれることになった。）
- 飲食店向けの感染対策の啓発ポスターを市が作成・配布したが、道府県も同様のポスターの作成・配布を行ったため、一部の事業者に多少の混乱が生じたほか、地域における限られた行政資源の効率的な活用が図られない結果になってしまった。
- 保健所設置市として陽性者の処遇を決める際、各病院への新型コロナ治療薬の配分状況など、医療行政を所管する道府県が把握している情報を市では把握していないことがあるため、最適な入院調整等を実現するのに手間取る場合があった。
- 市開設の大規模接種会場等は、私立病院協会の協力の下、市内病院の医師・看護師等の出務により接種体制を確保していたが、道府県から同協会や市への事前相談なく、市・協会が出務を依頼する病院を会場として道府県の集団接種が実施されることとなった。そのため、当該病院の市開設会場への医師等の出務を取り止められることとなり、接種体制の再構築に苦慮した。

関係する
支障事例